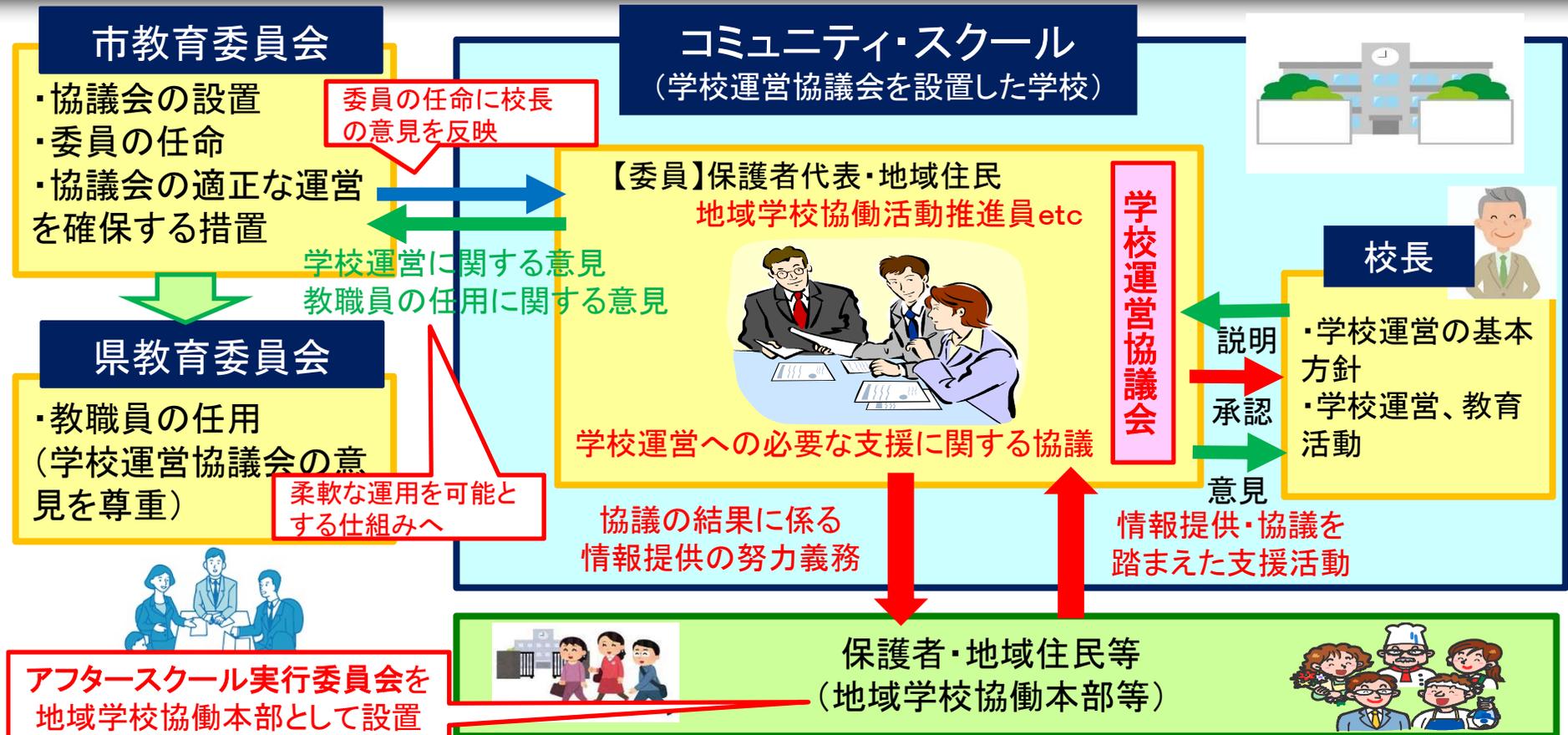


コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)



【学校運営協議会の主な役割】地教行法第47条5

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること(古河市は除外)